

お茶の水女子大・東京学芸大・岐阜大・九州大・
名古屋市立大・順天堂大など、国公立 66 大学が
20 年入試からの“過去問題活用宣言”に参加！

岡山大・南山大など 4 大学は、自校の過去問を「宣言」参加大に提供。

旺文社 教育情報センター 19年5月

入試に「過去問題」を出題することは、公平性に欠け“過誤”として批判されてきた。しかし、そうしたこれまでの通念を打破し、「過去問題」を大学コミュニティの共有財産として捉え、それを相互に解放し、各大学のアドミッションポリシーにしたがって入試に活用しようという『入試過去問題活用宣言』が昨秋、国公立 17 大学によって提起された。

この“過去問活用”の呼び掛けに対し、19 年 1 月末の第 1 回取りまとめで 45 大学、3 月末の第 2 回取りまとめで 21 大学が同宣言への参加を表明。20 年度入試から、お茶の水女子大・東京学芸大・岐阜大・九州大・名古屋市立大・順天堂大・東京農業大・龍谷大など、国公立 66 大学が同宣言に参加する。また、岡山大・南山大など 4 大学は、「宣言」参加大への自校の過去問題の提供を表明。

以下に、『入試過去問題活用宣言』や運営方針、参加大学名等を紹介する。なお、過去問活用のポイント・背景・関連資料など、詳細については、当 Web サイト「大学入試 過去問題活用宣言－第 1 回取りまとめ」(07/2/23 ; URL は下記)をご覧ください。

<http://passnavi.evidus.com/teachers/topics/0702/0205.pdf>

「入試過去問題活用宣言」

入試過去問題活用宣言

21世紀には、これまでもまして、知識を基盤とした社会形成が求められています。大学は、知のインフラストラクチャーとして、社会から大きな期待を寄せられておりますが、なかんずく、次世代を担う若者の教育は、大学が社会に対して果たすべき最大の義務であると同時に責任です。

これまで、それぞれの大学は、それぞれのアドミッションポリシーにしたがった選抜を行うと共に、多様な受験者に対応すべく努力を重ねてきました。受験生の高等学校における勉学を反映しながら、大学における教育に対応できるよう、入試問題の作成にも全力を尽くしてきました。大学入試問題は、その一方、高等学校の教育にも大きな影響を与えます。高等学校と大学の間のインターフェイスとしての入試問題の重要性は今後ますます高まるものと考えられます。

これまでに受験の場で使用された入試問題は、膨大な数になります。その中には、数々の良問が蓄積されています。これらの入試問題は、それぞれの大学に所属するものですが、同時に、大学コミュニティの共有財産としての側面を持っております。このような考えに立ったとき、それぞれの大学の入試過去問題をお互いの共有財産として活用しようという本宣言の基本的認識に至ります。それは同時に、他大学の入試過去問題の使用は重大なルール違反というこれまでの通念、あるいは重圧からの解放を意味します。それぞれの大学は、アドミッションポリシーにしたがった入試に向けて、より効率的な対応が可能になるでしょう。

文部省大学審議会(当時)も、入試業務の過大な負担を懸念して、良問が蓄積されている大学入試センター試験の過去問題の再利用を平成12年に提言しております。

学部入試(前期及び後期)の過去問題を本宣言の対象とします。

入試過去問題活用宣言への参加大学は、入試過去問題を公表している4年制及び6年制の大学とし、国立、公立、私立などの設置形態を問いません。大学入試センターにも参加を呼び掛けます。

入試過去問題活用宣言参加大学は、次に掲げる方針を宣言するものです。

1. 入試過去問題を大学コミュニティの共有財産との考えの基に、本宣言参加大学は、自大学の入試過去問題を参加大学間で使用することを承認します。
2. 本宣言参加大学は、入試過去問題を活用したとしても、それに安易に依存することなくアドミッションポリシーにしたがい、入試問題を作成します。
3. 入試過去問題をそのままの形で使用することも、一部改変して使用することも可能とします。
4. 入試過去問題使用の責任はすべて使用大学に帰します。
5. 入試過去問題活用宣言への参加は、入試要項などで事前に公表し、使用過去問題については、入試終了後、原問題作成大学に通知すると同時に、受験生に分かるような形で公表します。
6. 入試過去問題活用は平成20年度入試(平成20年2-3月実施)から開始します。

(平成19年4月)

運営方針

○ 大学入試過去問題活用宣言について

1. 宣言への参加資格

宣言に参加するための資格は、次に掲げる基準のすべてに該当するものとする。

- ① 原則として、修業年限が4年制の大学(医学・薬学・獣医学にあっては6年制)
- ② 過去問題が広く公表されていること。(出版社等によるものを含む)
- ③ 試験問題としての著作権が当該大学にあること。

2. 宣言への参加単位

原則として大学を単位とする。ただし、大学の学部でも大学として承認の得られているものにあつては、同様に扱うものとする。

3. 過去問題の利用について

- ① 利用する過去問題は、公表された資料、問題集等とする。
- ② 利用する過去問題は、原文又は改訂の制限を設けない。
- ③ 過去問題の作成経過年限については、制限はしない。

4. 宣言参加大学の義務について

- ① 過去問題の利用は、アドミッションポリシーの実現のため必要と認める範囲で行うものとし、過去問題に依存することがあってはならない。
- ② 過去問題を利用することもある旨を、入試要項やホームページ等で公表すること。
- ③ 過去問題を利用した場合は、入試問題を公表する際に、問題作成大学名、年度、当該問題の改訂の有無を併せて公表すること。
- ④ 過去問題を利用した大学は、公表と同時にその事実を問題作成大学及び幹事大学に報告すること。幹事大学は過去問題の利用状況を公表する。

5. 著作権の許諾について

- ① 宣言参加大学間においては、過去問題の二次利用に関する著作権を許諾する。
- ② 利用した過去問題に「著作物」の引用がある場合は、二次利用に係る著作権等の許諾手続きは利用した大学が行う。

(一部省略)

注) 過去問題の利用状況等を公表する「幹事大学」は、岐阜大。

「入試過去問題活用宣言」回答状況

参加大学(66大学)

< 国立大 > (23大学)

< 私立大 > (33大学)

No	大学名	公表状況			No	大学名	公表状況		
		大学図書	大学HP	出版社等			大学図書	大学HP	出版社等
1	旭川医科大				1	札幌学院大			
2	北見工業大				2	石巻専修大			
3	弘前大				3	女子栄養大			
4	岩手大				4	東京国際大			
5	秋田大				5	聖徳大			
6	山形大				6	桜美林大			
7	宇都宮大				7	共立薬科大			
8	埼玉大				8	順天堂大			
9	東京学芸大				9	昭和			
10	お茶の水女子大				10	東京農業大			
11	横浜国立大				11	日本医科大			
12	金沢大				12	日本獣医生命科学大			
13	山梨大				13	日本女子大			
14	信州大				14	ルーテル学院大			
15	岐阜大				15	関東学院大			
16	静岡大				16	相模女子大			
17	滋賀医科大				17	湘南工科大			
18	兵庫教育大				18	帝京科学大			
19	奈良教育大				19	中部大			
20	愛媛大				20	皇學館大			
21	九州大				21	龍谷大			
22	熊本大				22	大阪工業大			
23	宮崎大				23	関西医科大			
< 公立大 > (10大学)					24	四天王寺 国際仏教大			
No	大学名	公表状況			25	摂南大			
		大学図書	大学HP	出版社等	26	阪南大			
1	茨城県立医療大				27	神戸学院大			
2	群馬県立 県民健康科学大				28	奈良大			
3	埼玉県立大				29	川崎医療福祉大			
4	石川県立大				30	広島経済大			
5	石川県立看護大				31	広島工業大			
6	山梨県立大				32	徳島文理大			
7	岐阜薬科大				33	高知工科大			
8	静岡県立大								
9	名古屋市立大								
10	滋賀県立大								

提供大学(4大学)

No	大学名	公表状況		
		大学図書	大学HP	出版社等
1	豊橋技術科学大			
2	三重大			
3	岡山大			
4	南山大()			

注) 公表状況は、各大学からの回答に基づき、幹事大学で作成。
表中の 印は、自大学の入試過去問題の公表状況を示す。「大学図書」「大学HP」は、当該大学による冊子等またはHPでの公表。「出版社等」は問題集等による公表。

「提供大学」：自大学の過去問題を「宣言」参加大学が使用しても構わないとしている大学。なお、表中の 印は私立大、他は全て国立大。

(19年5月2日現在)